

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係官庁 |
|--------------|---|---|---|--------------|-------|------|------------|
| 1023010 | 鞆町内狭隘路原則自動車通行禁止と通行熟練市民等に随時、通行許可証交付の円滑化の要件緩和 | 歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。警察署長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない要件緩和を求める。 | <p>鞆町内狭隘路を原則自動車通行禁止とし、地元住民や地元商店等への納入業者等には、事前申請による常時通行許可証を発行し、鞆町内狭隘路通行熟練した地元出身者(免許証の本籍地を確認)通行許可を随時、駐車監視員に準じた新規制度を創設し、その交通監視員より通行許可証を交付する。不正予防の為、監視カメラによる録画を行う。</p> <p>提案理由： 鞆の町並みは江戸時代に建設され、歩行者用の通路が残るが故に、幅員4m前後と狭隘であり、部分的に2.7mと狭くなっており、隅切りが無く曲がれない等の状況が随所に存在している。その為、地区内交通と通過交通・観光交通の輻輳により円滑な通行が行われず、歩行者の安全性も確保されない上、特に救急車や消防車等の緊急車両の通行が大きな問題となっており、若者の流失原因にもなっている。又、市街地は港町特有の坂道が多く、高齢者は日常生活の移動に苦労している。</p> <p>代替措置： そこで、同時提案している「2種運転免許制度の要件緩和」によって、住民主体で循環乗合バス、タクシーを安全、便利に持続可能な運営が可能となる。又緊急車両の円滑な通行が可能となる。鞆町内狭隘路を原則自動車通行禁止規制の目的は、現状の狭隘路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止する事である。原則通行禁止規制は、6時～22時迄とする。通行禁止中の通過交通は、県道251号線を通させる事で対応可能。現実に毎年5月に行われる「鞆の浦花火大会」時には同様な交通規制が行われている。(添付資料) 「百聞は一見に如かず」の諺がありますが、是非一度現地視察の上、判断をしていただきたい。</p> | 鞆の浦・サンライズプラン | 個人 | 広島県 | 警察庁 |
| 1023020 | 2種運転免許制度の要件緩和 | 自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ第二種免許を受けなければならない要件緩和を求める。 | <p>鞆町郊外の観光客用駐車場より鞆町内への移動手段と地元高齢者の町内移動手段として、鞆町内狭隘路の自動車運転に熟練した市民による旅客自動車運転を簡単な適正検査と講習によって地域限定2種運転免許取得を可能とする。</p> <p>提案理由： 鞆の町並みは江戸時代に建設され、歩行者用の通路が残るが故に、幅員4m前後と狭隘であり、部分的に2.7mと狭くなっており、隅切りが無く曲がれない等の状況が随所に存在している。その為、地区内交通と通過交通・観光交通の輻輳により円滑な通行が行われず、歩行者の安全性も確保されない上、特に救急車や消防車等の緊急車両の通行が大きな問題となっており、若者の流失原因にもなっている。又、市街地は港町特有の坂道が多く、高齢者は日常生活の移動に苦労している。</p> <p>代替措置： そこで、同時提案の「鞆町内狭隘路原則自動車通行禁止と通行熟練市民等に随時、通行許可証交付の円滑化の要件緩和」の実施により狭隘路を原則自動車通行禁止が可能となれば、町内自動車交通量の大幅削減が可能であり、運転者は狭隘路熟練者のみとなる。狭隘であるが故にスピードを出す事は不可能である為、交通事故や死亡事故はより一層抑制出来ると考えられる。又、業ではなく非営利で観光客や地元高齢者住民の移動手段を維持出来る必要最低限の経費を地域通貨にて決済を行う。町内交通円滑化と高齢者福祉と現状の狭隘路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止に貢献出来ると考える。 「百聞は一見に如かず」の諺がありますが、是非一度現地視察の上、判断をしていただきたい。</p> | 鞆の浦・サンライズプラン | 個人 | 広島県 | 警察庁 |
| 1046010 | けん引免許取得の義務から除外すること。但し軽車両及び農業用トラクター限定 | 農業用トラクターが規格以上の作業機等(運搬車)をけん引する場合は、けん引免許の取得を義務化されている。同様に農業用の軽トラックを利用したけん引作業機も規制となっている。これらを規制の適用除外とする。 | <p>事業の概要 現在使用している農業用トラクター・軽トラックがけん引するトレーラに限定して、道路交通法の「けん引」免許取得の適用から除外する。具体的には、農業用機械は季節限定・地域限定で短期間使用する。現状の運搬車両は継続的に経済活動を業としている運送業者を対象に生産販売しているため高価で農業者には購入しにくい環境にある。また購入しても「けん引」免許が必要となるため生産コストの上昇要因となる。農産物価格は国際相場に連動しているため、今後も激しい価格低下が予想されている。農業用トラクター・軽トラック限定で免許不要となれば、トレーラーメーカーにとって新たなマーケットができ技術革新・価格競争が起こり使い勝手の良いトレーラーが開発され、農産物の価格低下にも耐えられる農業経営が可能となる。</p> <p><提案理由> 農作業の現場では頻繁に作業機械(トラクター・田植機・コンバイン等)圃場間移動が行われる、時には日に数十回移動が行われることもある。圃場間移動は農道・一般道の舗装路を一般車両と混在して同時に行われる。農耕車は低速走行しかできず、通勤時間帯には激しい渋滞を起こす原因にもなる。また農耕車は泥土の中で作業するため、移動時に泥を落下させる場合が多い。掃除はするが、移動時同時清掃は作業体系上不可能である。農家は必ず農業用トラクタ・軽トラックを所有しており、それらに運搬車をけん引させ移動積載車両として装備させれば、通常の積載車のような高価な車両購入費が低減できる。またけん引免許を免除することにより、普及の促進となり結果、道路等の汚損防止・交通渋滞の緩和・交通事故の防止に役立つ。 代替措置等については別添のとおり</p> | | 個人 | 福島県 | 警察庁 |

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係官庁 |
|--------------|----------------------------------|--|---|--------------------|---------------------------------|------|---------------------|
| 1082010 | 緊急自動車のサイレン音量下限の規制改革 | 現在緊急自動車のサイレン音は90デシベル以上120デシベル以下となっているが、その下限値を60デシベルにし、走行時の状況に対応しつつ、安全かつ迅速な緊急出動を行えるようにする。 | <p>緊急自動車については、現場若しくは搬送先に安全、迅速に到着できるよう、道路交通法において、様々な適用除外規定がある一方、緊急走行を実施していることを示すため、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけなければならないとされている。このサイレン音は、告示で定める基準に適合するものを備えなければならないとされており、その音量は、90デシベル以上120デシベル以下となっている。</p> <p>しかし、救急車などの緊急自動車の出動時間は、早朝、深夜のことも多く、また草加市においては、出勤先が一般住宅地であることが多い。住宅街での走行条件は、交通量の多い幹線道路での走行条件とは異なり、特に深夜の暗騒音は住宅街と幹線道路では格段な違いがある。90デシベル以上120デシベル以下と幅があるとはいえ、90デシベルの音量は騒々しい工場のレベルであり、120デシベルに至っては、飛行機のエンジン付近の音量と同等とされている。安全な走行の確保としても、深夜の閑静な住宅街などでは交通量も少なく、警告灯も併用していることを考えると90デシベルは必要ないものと思われ、逆に必要以上のサイレン音は付近の住民に不安感などを与えかねないものになってしまう。</p> <p>そこで、緊急車両のサイレン音について、国が定める音量の下限値を60デシベルとし、地方の独自の基準により音量を可変設定できるものとしたい。この措置によって、地域の実情、走行時の状況に対応した安全走行の履行とともに、付近の住民にも配慮した走行が可能となり、緊急活動への理解の増進にもつながると考えられる。</p> | | 草加市 | 埼玉県 | 警察庁 総務省 国土交通省 |
| 1088010 | サッカーロード特区道路標示の要件の緩和 | 現行法で規定されている道路標示について、道路管理者と公安委員会との協議により、ウインカー点滅開始位置を規定し、その目印として道路にサッカーボールのマーキングを行う。 | <p>交通安全は、多くの市民の願いであり、道路管理者と公安委員会が一体となって取り組んでいる。今回の提案は、ウインカーの早めの点灯を呼びかけるマークを道路上に表示することにより、交通マナーの向上を図るとともに、そのマークを親しみあるサッカーボールにすることで、子どもの交通安全教育の一助とし、さらに、「サッカーのまち 藤枝」のPRも併せて行おうとするものである。</p> <p>提案理由 第10次の特区提案で、本市は、スクランブル交差点の中央にサッカーボールの模様を描くという提案を行った。警察庁の回答は、「道路交通法の規定に反しない限り、道路管理者が提案のデザインを設置することは可能であると考えられる。なお、具体的な要望については、都道府県警察に相談されたい。」であった。しかし、スクランブル交差点への設置や駅前ロータリーへの設置について静岡県警に照会を行ったが、許可を得られなかった。警察庁におかれては、提案実現を後押しすべく、県警が判断に迷わぬよう、また、岡山県警が、ウインカー点滅開始のマークを道路上に設置したとの例があるとのことなので、県警により判断が異ならないよう、静岡県警への警察庁からの具体的働きかけをお願いしたい。</p> <p>代替措置 行政広報紙や地元マスコミにより周知徹底を図る。</p> | | 藤枝市 | 静岡県 | 警察庁 |
| 1098040 | 地域医療支援のための「移動型診療車両」の通行規制に関する規制緩和 | 当院が行うへき地・離島などの医療過疎地への支援活動の中心は、「移動型診療車両」で現地に向かっての医療活動であり、医療過疎地域の医師の要請があればいち早く出動することが必要である。しかし導入予定の移動型診療車両は「診療所」としての専門機能を装備しているため、若干国内基準を超えるバン型トレーラーであり、へき地などへ向かうには通行規制があるため諸手続きが必要であるが、迅速にへき地などへの地域医療支援に向かえるよう、通行規制に関する手続きの簡素化を求める。 | 当院はへき地・離島などの地域が抱える医療問題の解決を目指し、これら医療過疎地域へ「移動型診療車両」と専門医を派遣しての医療支援の実施をしていく予定である。この地域医療支援は、これら地域の方々が都心部の方と同等に平等な医療を受けることを可能にするものである。現状へき地などの医療過疎地域の方々は、数少ない医療機関で初期診療を受け精密検査が必要となった場合、都心部の専門病院や基幹病院まで出向かなければならず、都心部の受診者のように手軽に治療を受けることができない。このような地域医療格差解消のため、専門機能を有した当院の「移動型診療車両」と専門医とを現地に派遣し、これら地域の方へも、憲法で保障されている平等な医療の提供を可能にすることで、都心部の方と同等に病気の早期発見・早期治療の実現と医療費の抑制を目指すものである。その目的を達成するためには、へき地・離島などの医療過疎地域の医師から要請を受けて現地へ出向くまでの時間は最短であることが望ましいが、当院の「移動型診療車両」は「診療所」機能を搭載しているため現行規格より若干大きめとなり、医療過疎地などへ移動するには、通行手続きをとらねばならない。本手続きが承認されるまでには2～3週間程度の日数を要するため、へき地医療支援の障害となる可能性がある。医療格差是正のためのへき地医療支援の場合に限り、これら規制にとらわれず物理的に走行が可能な道路については、自由に走行できるように規制緩和を求めたい。【添付資料参照】 | 移動型保険医療機関による地域医療支援 | 河村クリニック、(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング | 大阪府 | 警察庁 国土交通省 |

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関 係官庁 |
|--------------|-----------------------|---|---|---------|--|------|----------------|
| 1079010 | 「観察期間のルール」を取り入れ | 集配車両のための必要な駐車スペースが確保されるまで、駐車監視員が駐車禁止区域に駐車している集配車両に駐車違反の標章を取り付ける前に、少なくとも10分間の猶予をもたせる「観察期間のルール」を取り入れる。 | 前回6月の規制改革集中受付月間にて、駐車取り締まりに関して従来のような運用に戻すことは難しいとのことであったが、特区として東京都内の荷さばき場不足が目立つ従来の商業地区(例えば港区、千代田区、渋谷区等)で少なくとも10分間の猶予をもたせる「観察期間のルール」を取り入れることを検討いただけないか。これによりにより、対象車両が放置車両ではなく運転手がいるのか、積み降ろし、集荷・配達作業中なのかを確認することが可能になる。 | | 在日米国商工会議所 | 東京都 | 警察庁 |
| 1116010 | 澄んだ風吹くまちづくりカーシェアリング特区 | 現状、車検証の「使用者の住所と」「使用の本拠の位置」の距離が2km以内と定められているが、本特区において、カーシェアリング事業者の無人ステーション(駐車場)が車検証の「使用の本拠の位置」を認めていただき、警察庁から各都道府県警に全国統一の通達を出して頂きたい | 現状の問題点として、内閣府構造改革特区推進本部第10次提案「美しい日本のまちづくりカーシェアリング特区」の申請をもとに、北海道警察に車庫証明申請を提出する際に「カーシェアリングステーション位置」=「使用の本拠の位置」ということで許可をお願いしたところ、道交法上の「使用の本拠の位置」には「カーシェアリングステーション」は該当していないとして車庫証明が出ていないのが現状である。 警察の担当部署には、当方からシステムの説明、実際の営業ステーションの確認をしていただき、その時に指摘を受けた注意点の対応(一般駐車場での駐車位置の固定化、カーシェアリング用車両の明示等)を行い、許可をもらう上での必要と指示を受けた書類等(システム概要、緊急対応マニュアル、運用マニュアル、事業内における担当責任者の明示)も提出したが、最終的には許可が下りず、何が問題なのか、どうすれば許可が頂けるのかの提示もないのが現状である。その後、他警察の対応も見て、さらに追加の説明をしたものの、現在まで許可が下りていない。 道警からは、警察庁の判断を仰がなければならないとの説明を聞いており、一方、警察庁では各都道府県警の判断にゆだねるとしているため、最終的に堂々巡りの状態に陥っている。 | | ウインド・カー株式会社、須賀原自動車工業株式会社 | 北海道 | 警察庁 |
| 1117010 | 澄んだ風吹くまちづくりカーシェアリング特区 | 現状、車検証の「使用者の住所と」「使用の本拠の位置」の距離が2km以内と定められているが、本特区において、利用者の認証、車両状態の把握、緊急時の対応等が備わったカーシェアリングシステムを用いることでカーシェアリング事業者の無人ステーション(駐車場)が車検証の「使用の本拠の位置」を認めていただき、警察庁から各都道府県警に全国統一の通達を出して頂きたい | 現状の問題点として、内閣府構造改革特区推進本部第10次提案「美しい日本のまちづくりカーシェアリング特区」の申請をもとに、2006年12月、警視庁駐車対策課に説明したところ、軽自動車の車庫届けについては問題ないが、普通乗用車は警察庁の判断待ちとの回答であった。 2007年7月4日には、警察庁に対してウインドカー車両を用いてのデモンストレーションを行い、ウインドカーのシステムの内容、緊急対応、車両管理等の説明を行ったが、回答は変わらず、警察庁の指示待ちで、車庫証明が出ていないのが現状である。 | | 全日本ロータスクラブ同友会、日本カーシェアリングネットワーク有限責任組合、ウインド・カー株式会社 | 東京都 | 警察庁 |

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係官庁 |
|--------------|-----------------------|---|--|---------|------------------------------------|------|------------|
| 1118010 | 澄んだ風吹くまちづくりカーシェアリング特区 | 現状、車検証の「使用者の住所と」「使用の本拠の位置」の距離が2km以内と定められているが、本特区において、カーシェアリング事業者の無人ステーション(駐車場)が車検証の「使用の本拠の位置」を認めていただき、警察庁から各都道府県警に全国統一の通達を出して頂きたい | <p>現状の問題点として、内閣府構造改革特区推進本部第10次提案「美しい日本のまちづくりカーシェアリング特区」の申請をもとに、埼玉県警に車庫証明申請を提出する際に「カーシェアリングステーション位置」=「使用の本拠の位置」ということで許可をお願いしたところ、道交法上の「使用の本拠の位置」には「カーシェアリングステーション」は該当していないとして車庫証明が出ていないのが現状である。</p> <p>当方からは、県警駐車対策課に対しカーシェアリングとCNの組織について説明をし、車庫証明の件での相談であると伝えたが、「利用者がステーションから自宅の近くなどに車両を置いたままにし、車両が元のステーションに戻らない可能性がある。」と指摘された。</p> <p>そこで、当方より、「カーシェアリングでは乗り捨てはできず、使用した車両を元のステーションに戻すことが決められている。また、IT管理システムを搭載した車両を使用する為、車両状況を把握することが可能である」と説明した。</p> <p>これに対し同課は、車庫証明に関しては、「ステーションを使用の本拠について認可することは現時点ではできない。警察庁からの通達が下りないと、県警としても判断しかねる」との事であった。</p> <p>今後他地域で許可が下りたことなども含め、カーシェアリングについて勉強することであり、警察庁から、ステーションを「使用の本拠」として許可できるとの通達があれば、県警としても許可することができるという回答であった。その後数回にわたり同じ説明を繰り返し行ったが、警察庁からの指示待ちとなっている。</p> | | 福田自動車工業株式会社、日本カーシェアリング有限責任事業組合 | 埼玉県 | 警察庁 |
| 1119010 | 澄んだ風吹くまちづくりカーシェアリング特区 | 現状、車検証の「使用者の住所と」「使用の本拠の位置」の距離が2km以内と定められているが、本特区において、カーシェアリング事業者の無人ステーション(駐車場)が車検証の「使用の本拠の位置」を認めていただき、警察庁から各都道府県警に全国統一の通達を出して頂きたい | <p>現状の問題点として、内閣府構造改革特区推進本部第10次提案「美しい日本のまちづくりカーシェアリング特区」の申請をもとに、広島県警に車庫証明申請を提出する際に「カーシェアリングステーション位置」=「使用の本拠の位置」ということで許可をお願いしたところ、道交法上の「使用の本拠の位置」には「カーシェアリングステーション」は該当していないとして車庫証明が出ていないのが現状である。</p> <p>県警担当者へは、当方からは、「カーシェアリングは、乗り捨てではなく、同じステーションに戻るのが大前提である。」と説明したが、「カーシェアリングとは、Aステーションから、Bステーションへ乗り捨てるのが前提であり、ITを駆使した車両管理システムは、車両の状態をリアルタイムで把握していたとしても、乗り捨て先のステーションの空き状況がドライバーに確認できなくてはならないので、車庫証明は出せない。」とのことであった。</p> <p>また、カーステーションを「使用の本拠の位置」と都道府県警察において判断してかまわないとの指示は警察庁から来ておらず、そのような判断はできないとのことであった。</p> <p>Windcarシステムのような鍵管理システムは、マツダレンタカーも同様のものを作成しているが、それだけでは上記の理由により車両を管理しているとはいえないとのことであった。</p> <p>また、全く同じ方式で車庫証明が出されている地域があると説明したところ、そのような対応の方がおかしいとの反応であった。</p> | | 有限会社 堀田輪業、日本カーシェアリングネットワーク有限責任事業組合 | 広島県 | 警察庁 |
| 1027010 | 性風俗特殊営業店の新規参入要件緩和 | 現在、性風俗特殊営業1号(ソープランド)2号(ファッションヘルス)店は、都道府県が条例で定めた地域しか、新規営業ができない。東京都にあっては、千束4丁目の極めて限定された地域のみであるが、この営業規制区域の撤廃あるいは緩和。 | <p>現在の風営法の規制では、店舗型性風俗特殊営業等の営業については、同法及び各都道府県の条例等によって営業を行う地域等が規制されており、これにより、当該営業の新規参入が阻害されている現状にある。</p> <p>この現状を解決するために、当該営業が精査された制度のもとで改めて新規営業が行えるような規制緩和を要望する。</p> <p>確かに、性風俗特殊営業は、青少年の健全な育成に支障を与えかねない性格を持っているが、店舗施設を設け、サービス等を行う場所を特定することで警察の取締りや管理も容易となり、店舗管理者への責任が明確となるため、双方のメリットも大きいと考える。</p> <p>(代替措置) 規制緩和の具体的方法は、建築物ごとに性風俗特殊営業の行える建築物を指定するよう法改正する 都道府県の性風俗特殊営業禁止地域の指定に対し、営業申請者や建築物所有者から、建築物単位で、禁止地域からの除外申請を行えるようにする(壁厚や周辺状況などから総合的に判断する許可要件を法整備)等が考えられる。</p> | | 個人 | 東京都 | 警察庁 |

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係官庁 |
|--------------|--|--|--|---------|---------|------|---------------------|
| 1063010 | 21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店が遊技客に貸出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。 | 「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダル一枚につき20円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円、メダル一枚につき25円を超えないことに改定する。 | 商品やサービスの値段はどこも同じではなく場所が変われば大きく変わってくる。これは海外と国内の物価水準の格差である「内外価格差」に限らず、国内においても地域により物価水準は異なるし、各都道府県内においても物価の地域差が見られる。内閣府が以前行った国内における物価の地域差に対する消費者の考え、評価及び購買行動について、物価モニターに対し調査を行った結果では、物価の地域差があることについて、大多数の者が「当然のことである」とみている。例えば、名古屋と札幌の統計上の最新データを比較した場合、人口(名古屋224万人、札幌189万人)、一人当たりの市民所得(名古屋324万円、札幌270万円)、有効求人倍率(名古屋2.24倍、札幌0.56倍)という数字にも表れており、データからも地域差は当然ありうるのであります。現在のパチンコの貸玉金額は昭和52年(1977年)に1個3円から4円に改定されてから実に30年間も見直しがなされておらず、パチンコファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそも、パチンコ営業は保通協で認可された遊技機で営業を行っており、現行のぱちんこ営業は適度な射幸性を保った健全な娯楽産業なのであります。それが故、地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル」金額の中から、希望に合わせた金額を選択し遊技を行うことが、健全な娯楽産業であるパチンコ営業にとっても、パチンコファンにとっても最良の選択肢であるため、今回の提案をさせていただきます。 | | 株式会社 玉越 | 愛知県 | 警察庁 |
| 1063020 | 21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所を設置」 | パチンコ営業店による社会貢献活動の推進。パチンコ営業店内にパチンコ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。 | パチンコ業界の改善・改革。警察庁の犯罪統計による、平成19年上半期の「ぱちんこ景品買取所」に対する犯罪件数が、平成18年上半期に比べ、減少するどころか増加している為、再度ご提案をさせていただきます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐ為にも、セキュリティがしっかりしたパチンコ営業店内で「貸玉・貸メダル」の買戻しを行うことが、国民を凶悪犯罪から守るためにも早急に採用される必要があると考えられるのであります。具体的には、パチンコ営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則29条に定められた、「貸玉・貸メダル」と同等金額にて安全なパチンコ営業店内で第三者(社会福祉団体・NPO)等が買戻すことが出来るシステム。これは今回の提案を認めて頂く事により、文献によるところの、不明瞭で不健全な三店方式による賞品交換システムの弊害を解消し、全国で多発している犯罪(景品買取所に対する現金強奪事件、傷害事件等)を未然に防止することを目的としています。以上の提案により、「安心・安全・快適・感動」のある、シンプルな健全で合理的な娯楽施設を構築することが出来るのであります。 | | 株式会社 玉越 | 愛知県 | 警察庁 |
| 1027020 | 入国管理行政 | 外国人の単純労働者の受入れ | 現在、就労目的でありながら、結婚や留学のビザを持って日本に入国する外国人が少なくないと考える。一方、このような目的を偽って入国する外国人の労働力が不可欠な業種もあると思われる。このような不正目的の外国人は自身が不正であるとの認識があるから、納税をすることもないし、雇入れ側も、弱みに付け込んで付与しなくてはならない福利厚生を施さなかったり賃金の未払いをしたりすることがあるようである。80兆円もの国債のある我が国であるから、せつかくの労働者を正規に認め、税収を増やすことが必要であると考えます。 | | 個人 | 東京都 | 警察庁 法務省 厚生労働省 |

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係官庁 |
|--------------|---|--|---|---------|-------|------|-------------------|
| 1060010 | 在住外国人の永住許可にかかる必要年数の短縮 | 永住許可に関するガイドラインで定められている外国人の永住許可にかかる本邦での在留期間について、地域への貢献実績があり、かつ日本語能力を有し、経済的に自立しているなどの一定の要件を満たしている場合、現行の10年以上から5年以上に短縮する。 | <p>長浜市は、外国人住民の人口比率が全体の約5%を占め、全国でも有数の外国人居住都市であり、文化や習慣の違い、言葉の壁による、地元住民とのトラブルや心理的な隔たりの解消は、市が抱える重要かつ喫緊課題となっている。社会のグローバル化の進展により、今後も在住外国人の増加が予想されるなか、外国人と地元住民との隔たりを解消し、お互いが地域コミュニティを支える市民という認識に立った多文化共生のまちづくりを推進する必要がある、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域への出前講座として外国語教室を実施している 外国人児童を対象とした初期指導教室を実施している 外国人向けの生活情報誌を作成発行している 地域や集落の伝統行事、祭りの主催者として参加している 地域の文化芸能、芸術振興に資する活動を行っている 市が主体となる多文化共生事業に2年以上携わっている <p>などといった地域に貢献する外国人を増やすことが、外国人集住都市として重要と考える。そこで市としては、地域に住み親しむ定住外国人や永住外国人を増やす施策を打ち出すとともに、上記に示した地域に貢献する外国人を『外国人メディエーター』として市が位置付けて、その育成を行っていききたい。なお、この外国人メディエーターは、上記の地域貢献の実績のほかに、日系外国人であること、独立生計を営むに足る資産を有すること、日本語能力を有する((財)日本国際教育支援協会の実施する日本語能力試験で2級以上の認定者である)ことを要件とする。これらの要件を満たす外国人メディエーターの永住許可について、現行法上における永住許可要件である本邦での在留期間10年以上を5年以上に短縮する特例措置を提案するもの。</p> | | 長浜市 | 滋賀県 | 警察庁 法務省 |
| 1084010 | IT技術者など高度外国人材の日本企業就労準備研修の実施にかかる在留資格の受領及び更新の手續の円滑化 | 本市が認定する特定事業者(人材派遣会社等)が、高度外国人材(「技術」在留資格要件該当者)を対象に「日本企業就労準備研修」を実施する場合、特定事業者が経費支弁の身元保証をし、明らかに本人の責に帰すべき事由がなければ、(1)外務省は、特定事業者が発行する上記研修の受講証を有する者には、本邦入国予定日の1月前までに短期滞在ビザを発給し、(2)法務省は、真摯に上記研修を受講したと特定事業者が証する者には、優先審査のうえ、早期に短期滞在の更新をお願いしたい。 | <p>全国的にIT技術者が不足する中、地場中小企業では地元大学からの採用が困難化している。結果、「日本語能力・技術力・親和性」を兼備する人材なら国籍は問われないが、日本企業での就労に馴染む人材とするには、現地国での研修だけでは十分でなく、本邦において前記3要素を磨く6カ月程度の就労準備研修をすることが求められている。中国等には世界的に活躍できる水準には至らずとも、本邦大卒者と同等以上の技術レベルを持ち、「技術」在留資格で就労できる人材は豊富にあり、自己負担してでも本邦で研修を受けたいとする需要は確実にある。</p> <p>本研修事業が安定して運営できれば、地場中小企業の人材不足を補うだけでなく、企業誘致にも有益で、アジアのビジネス拠点都市をめざす本市地域経済の活性化に資するだけでなく、ひいては我国のIT技術者不足の解消にも貢献できる。</p> <p>本研修を事業化するためには、何より安定的に短期滞在ビザが発給されること、及び3カ月短期滞在の更新が認められることが不可欠である。このため、「技術」在留資格の要件を有し、本研修主催者たる特定事業者(人材派遣会社等)が在留中の経費支弁に係る身元保証をした高度人材については、明らかに本人の責に帰すべき事由がない限り、原則として短期滞在ビザの発給と更新を可とさせていただきたい。</p> | | 福岡市 | 福岡県 | 警察庁 法務省 外務省 |
| 1093100 | 「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人親への長期在留資格の付与 | 資本金5億円以上の本社設置外資系企業に在籍し、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。 | 兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済の活性化に大きく寄与しており、その外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要な人材である外国人企業関係者が親の問題で入国が困難になったり、在留できなくなることがないように、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるもの。 | | 兵庫県 | 兵庫県 | 警察庁 法務省 |